

2016  
NO.241

04

# 経理 WOMAN

経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

小さな会社の「経営計画」の  
作り方&活用の仕方



〇一六二年三月一〇日発行【毎月一回・一〇日発行】一九九六年六月三日・第二種郵便物認可

# 相続税の 「節税」 にまつわる 5つの勘違い

税理士 落合孝裕



勘違い 1  
とりあえず借入金を増やす

昨年より相続税が大幅に増税となりました。一昨年までは、妻と子ども2人が相続人なら基礎控除額は8000万円でしたが、昨年から40%削減され、4800万円となりました。都市圏でちょっとした土地や家屋を相続する人も、相続税の対象となる可能性が十分あるのです。そのため最近は、相続税の「節税」を考える人が多くなっていますが、間違った節税策を講じている人が少なくありません。ここでは相続税の「節税」にまつわる、ありがちな勘違いを見てきましょう。

「相続税が安くなる」と、よく言われます

ね。これは正確には誤りで、単に借入金を増やすだけでは相続税は減りません。というのは、借入金を増やすとその分預貯金が増えてしまいます。

たとえば5000万円を銀行から借り入れたとします。預貯金が同時に5000万円増えますので、差引でゼロとなります。相続税は預貯金や不動産など「財産」から、借入金などの「債務」を差し引いた差額の財産に対しても、その分同額の財産が増えてしまえば、相続税は1円も安くならないのです。

では、どうすれば節税になるのでしょうか？ そのためには、銀行から借り入れたお金で、相続税の評価額が下がる財産を購入することです。

代表的なものに、自分が所有する土地の上への賃貸アパートや賃貸マンションの建築があります。たとえば5000万円の建築資金で、賃貸アパート

を建築したとします。建物の相続税評価額は、建築コストのおよそ半分くらいになります。さらに賃貸を始めるこ

とによって、建物の評価額は、さらに30%が減額になります。

これによつて相続税の評価額は、5000万円→約2500万円→さらに30%が減額で1750万円になります。

預貯金がわずか35%に減額されることになります。この時点で、賃貸アパート1750万円、銀行借入金5000万円で、差引3250万円が財産から差し引かれることになります。それにはかかる相続税が節税となるわけです。

借入金をしただけでは、相続税はまったく減らず、その預貯金を他の財産に置き換えることが大切なのです。

預貯金が十分ある人は、あえて借入れをする必要はありません。手持ちの預貯金で、同様の建築をすれば良いのです。手持ちの預貯金の5000万円で同様に賃貸アパートを建築すれば、

評価額は同様に1750万円になります。

す。

預貯金が5000万円減って、賃貸アパートが1750万円増えますので、差引で財産が3250万円減ることになります。結局、借入れをしなくても、相続税の節税効果はまったく同様になります。

手持ち資金があるのに無理に借入金を増やせば、銀行金利分が損してしまうことになります。冷静に考えればわざることですので、安易に借入金を増やすないようにしましょう。

子どもや孫の名義で預貯金の通帳を作ることは、よくやりますね。昔は金融機関の担当者が勧めていたようです。

## 勘違い②

孫名義の通帳を作る



子どもや孫の名義で預貯金の通帳を作ることは、よくやりますね。昔は金融機関の担当者が勧めていたようです。その通帳を祖父母や親が管理運用し

ていると、子どもや孫の財産とされずに、作った側の祖父母や親の相続財産となってしまいます。いわゆる「名義預金」の問題です。

相続税では財産の名義にかかわらず、実質的に原資をだれが作ったのか、さらに財産の管理や運用をだれがしていったのかなど、総合的に勘案して実質的な所有者を確定することになっていました。つまり、子どもや孫の名義の預貯金だとしても、その原資は親や祖父母が形成したもので、さらに通帳の管理や運用を親や祖父母が行なっていたのなら、実質は親や祖父母の相続財産となるということです。子どもや孫の名義を借りただけという取扱いです。

このケースでは、実際に相続税の税務調査が入ると、厳しく指摘されることになります。

税務調査で否認されると、納税者が、「国税不服審判所」といつて税金の簡易裁判所のような機関に持ち込んだり、

さらにそこで納税者が負けると、その上の裁判まで持ち込まれるケースもあります。といつても、実際は納税者が負けるケースがほとんどです。

#### 国税不服審判所の裁決例をあげます。

父が生前、将来の学資や結婚資金のために、子ども名義の定期預金を作成していましたが、実質的に父の相続財産として否認されたケースです。

#### (平成18年4月26日裁決)

以下の理由により、父の相続財産とするのが相当である。

- 印鑑が家族共通の印鑑であること。
- 住所変更や改姓の手続きが父の生存中は一度も行なわれていないこと。
- 定期預金が子どもたちに引き渡された時期が父の死後であること。
- 定期預金の原資が父の所得からである

- 預金通帳はすべて同じ場所に保管されていること。
- 書き替え等も銀行員が来訪したときに行なっていたこと。
- 入出金の手続きは一部を除いて父が行なっていたこと。

・書き替え等も銀行員が来訪したときに行なっていたこと。  
・入出金の手続きは一部を除いて父が行なっていたこと。

このような状態であれば、口座の名義が子どもでも、子どもの財産とはならないということです。

では、どうしたらよいのでしょうか? これは親・祖父母と子ども・孫との間で贈与契約をかわして、贈与税の申告・納税をすることです。

裁決例のような状態であれば、名義は子どもでも、実質は親の財産です。

よって、子ども名義の預貯金の残高を親の銀行口座に移し替えても子どもから親への贈与にはなりません。後々で税務署から指摘されないよう、経緯は書き留めておくのがよいでしょう。

親の預貯金に戻した残高を、その後は毎年少しずつ子どもの口座に振り込み、贈与していくことです。これはも

## 図表 贈与契約書の例

### 贈与契約書

贈与者 原西和之介（以下、甲という）と、受贈者 原西健太（以下、乙という）は、以下のとおり贈与契約を締結する。

### 記

1. 甲は乙に対して、本日現金200万円を贈与し、乙はこれを受諾した。

上記の通り、契約を締結した証として、署名押印のうえ、甲乙各1通ずつ保管するものとする。

平成〇〇年〇月〇〇日

贈与者（甲）：東京都〇〇〇区〇〇1-2-3  
原西和之介 印

受贈者（乙）：〇〇県□□市〇〇4-5-6  
原西健太  
親権者：原西哲也 印  
親権者：原西美穂 印

出所：「相続と節税のキモが2時間でわかる本」（日本実業出版社 落合孝裕著）

こうした事情もあって、子どもや孫に教育資金を非課税で渡す方法は、この特例を使うしかないと考えてしまい期されました。

平成25年4月より新たにできた「教育資金の贈与の特例」という制度があります。子どもや孫へ教育資金にあてるための資金を信託銀行などの金融機関に預けると、1500万円まで非課税となるという制度です。

信託協会の調べでは、平成27年9月末現在で、契約総数は14万件を超え、贈与総額は9639億円と1兆円に迫る勢いで増えています。使い勝手が改善されて、期限も平成31年3月まで延

ちろん子どもが管理している通帳になります。  
印鑑が同じとなつていれば、すみやかに改印をして別々の印鑑としてください。子どもの年齢が幼い場合は、その親権者である親が管理することはし

かたありませんが、判断ができる年齢になつたら、今度は子どもが自分で管理するようにします。  
贈与契約書も作成した方が望ましいです。これは祖父母と孫の間でも同様になります。子どもの年齢が幼い場合

勘違い3  
教育資金の贈与は特例に限る

の贈与契約書の事例は図表のとおりとなりますので、参考にしてください。

がちです。

しかし、親や祖父母から子どもや孫

への教育資金の贈与は、相続税ではも

ともと非課税となっていることは意外

に知られていません。扶養義務者から

の生活費または教育費は、必要な都度、

直接それに充てられるためのものは、

贈与税は非課税となっているのです。

「扶養義務者」とは、(1)配偶者、(2)

直系血族、(3)兄弟姉妹、(4)家庭裁判所

の審判を受けて扶養義務者になつた三

親等内の親族、(5)三親等内の親族で生

計を一にする者、となっています。(2)

の直系血族には、祖父母や曾祖父母も

含まれ、同居は条件となつていません。

別居の祖父母から孫への教育資金の贈

与であつても、そもそも贈与税はかか

らないのです。

「教育費」とは、教育上通常必要と

認められる学資、教材費、文具費など

をいい、義務教育費に限らない、とさ

れています。さらに、生活費も同様の

取扱いとなっています。「生活費」とは、ぶりされるより、楽しみが続いて良い

日常生活を営むのに必要な費用、治療

かもしませんね。

ただし、相続税の節税を考えると1

500万円の特例を使い、たとえば孫

4人に行なえば、6000万円もの預

金を預貯金した場合、株式の買入代

金に充てた場合などは贈与税の対象と

なるという点です。

お金が残つていたり、モノに化けて

いるとダメだということです。逆に、

もらったお金を使つてしまえば、贈与

にはならないということになります。

贈与税の基礎控除の年間110万円を

超える贈与でも、もちろん非課税とな

ります。

まとまつた数百万円ではお金が残つ

てしまつますので、必要な都度、毎月

でも贈与してあげれば良いのです。

おじいちゃん、おばあちゃんにとつ

ては、お金をあげる都度、かわいい孫

の顔を見ることができます。1500

万円を一括で贈与して、その後知らん

## 勘違い4 生命保険は名義を変えれば大丈夫

生命保険は名義を変えれば大丈夫

生保保険の名義を変えておけば相続

税が節税になる、と生命保険の外交員

から勧められることがあります。実際

に保険料を支払うのが親でも、契約者

を子どもにして加入する形態です。郵

便局の簡易保険などでよく見受けられ

ます。被保険者1人あたり1000万円の限度額があるため、たくさん入りたい人は、家族の名義を借りて加入することになります。

たとえば、契約者、被保険者、満期保険金受取人が、いずれも長男、死亡保険金受取人が長男の妻、というようなケースです。

相続税の取扱いでは、実際に保険料を払った人の財産となります。契約者



が長男であり、実際に保険料を支払つたのが父親であれば、父親の財産となります。長男の名義を借りただけで、実質は父親の財産ということです。では、父親の財産とならないようにするには、どうしたらよいでしょうか？これはお金の流れを、契約に沿つた形にすることです。

具体的には、契約者が長男であれば、長男の口座から保険料を支払うべきです。父親が保険料を負担する形から、(1)父親から長男の口座に保険料相当を振り込む、(2)長男の口座から生命保険会社に保険料を振り込む、という形にすべきなのです。

口座をもう1つ通すことになり面倒なので、父親から直接生命保険会社に振込みをしがちですが、面倒がらずに正しい方法で振り込むことが必要です。毎月保険料が一定額ですから、各銀行口座で毎月決まった日に、振込の予約をしておけばよいでしょう。この形

にすれば、毎年の保険料を贈与したことになり、年間で110万円以下であれば、贈与税の申告は不要です。ただし、年間110万円を超えるようであれば、翌年3月15日までに、贈与税の申告と納税をする必要があります。

### 勘違い5

預貯金の1つくらいは相続申告しなくても税務署にはわからない

「税務署にはこれくらいはわかりませんよ」「ここまで真面目にやる必要はありませんよ」。こんなアドバイス

をする生命保険や銀行の営業マン、コンサルタントには注意してください。

相続税の場合には、他の税と大きな違ひがあります。増税前のデータではありますか、平成26年で、死亡者数127万3004人にに対して、相続税の申告件数5万6239件、相続税の申告

割合は4・4%となっています。相続税は、わずか100人に4人だけが、納める税金なのです。

95%は申告することはありませんので、ほとんどの人には、税務署から問い合わせが来ません。「これくらいはわかりませんよ」は、そもそも相続税の申告は不要なので、税務署が調べていいないだけなのです。

税務署の調査官は銀行の取引内容を調べることができますので、亡くなつた人と同じ名義の口座を確認して申告漏れを指摘されてしまいます。

昨年からの相続税の増税で、国税側

・ 東京23区平均	…	10	・ 1 %
・ 千代田区	…	24	・ 1 %
・ 渋谷区	…	23	・ 5 %
・ 港区	…	20	・ 5 %
・ 目黒区	…	17	・ 2 %
・ 世田谷区	…	16	・ 9 %
・ 杉並区	…	16	・ 9 %

らなければとだれでも考えることですが、勘違いをしないよう正しい方法で、将来支払う相続税の節税を行なうこと必要です。  
もし社長が正しい知識を持つていないうであれば、経理担当のあなたからアドバイスしてあげましょう。

### ● おちあい たかひろ



申告割合が多い地域は、税務署も調べることに慣れていて、安易に申告漏れをしないように心掛けてください。

一方で、相続税は地域差が大きい税金で、地価が高い東京23区内は、当然、申告割合も高くなっています（以下、平成25年データ）

昨年からの相続税の増税で、何かや

平成25年データ）



【近況】税金関係の無料メールマガジンを始めています。5年以上で260回を超えた。税金の最新情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。ホームページより登録できます。

<http://www.ochiaikaikei.com/>